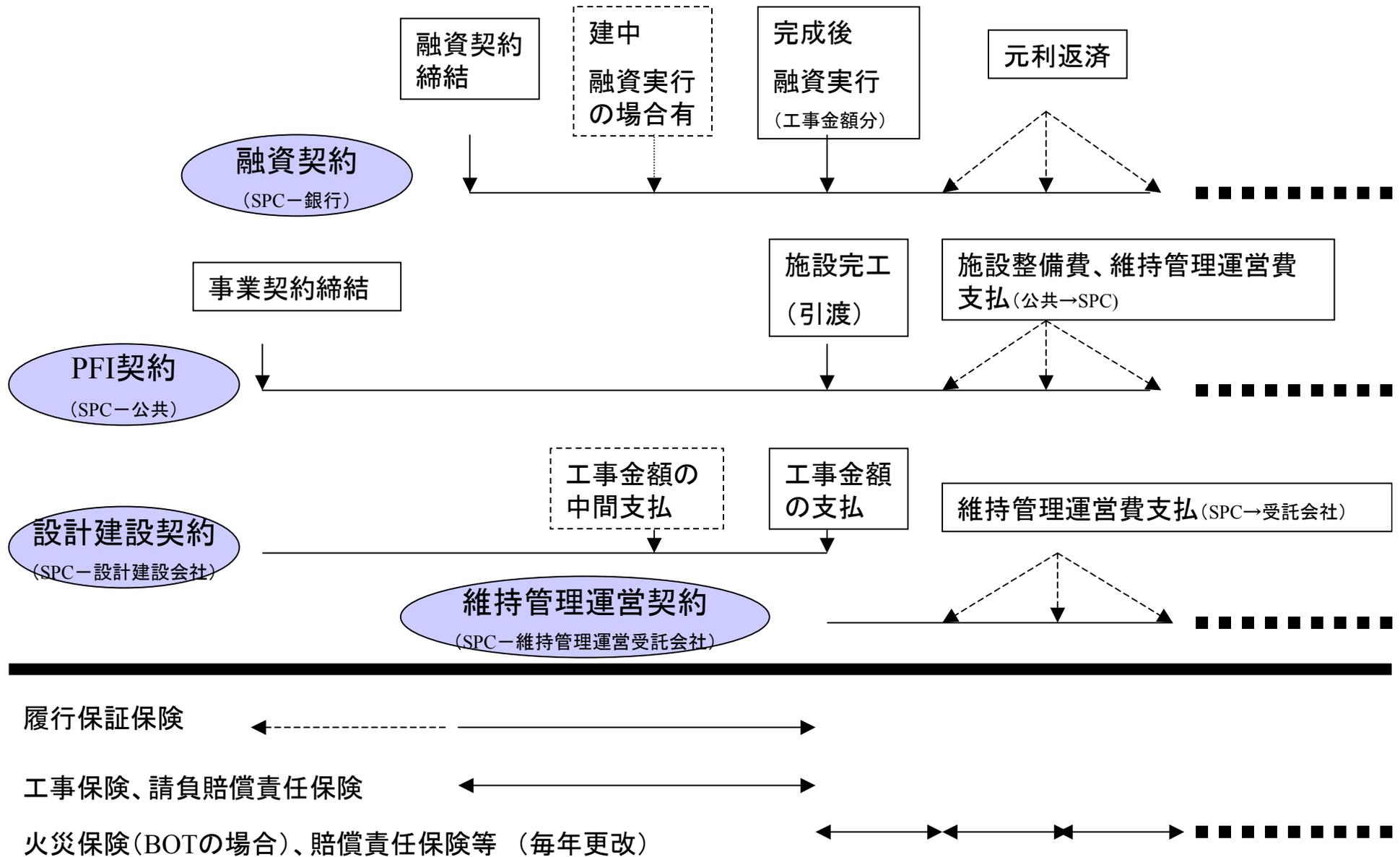


卯 辰 專 門 委 員
提 出 資 料

民間資金等活用事業推進委員会第3回総合部会

平成16年2月13日

時系列(事業契約締結から事業終了までの保険の機能)



官民リスク分担と対応する保険(BTO 小学校の例) – 共通段階

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスクを転嫁できる保険	
			公共	事業者		
共通	入札説明書の誤り	入札説明書の誤りによるもの	○			
	法令等の変更	本事業に直接影響を及ぼす法令等の変更	○			
	第三者賠償	その他			○	
		調査・工事に伴い通常不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害の場合		○		
	住民問題	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる損害の場合			○	賠償責任保険
		小学校設置・運営に係わる住民問題		○		
	安全の保全	事業者の不手際による調査・工事に起因する住民問題			○	
		建設・維持管理・運営における安全の確保		△ ^{※1}	○	
	環境の保全	建設・維持管理・運営における環境の保全		△ ^{※1}	○	
		構成員のリスク	構成員の能力不足等による事業悪化	△ ^{※1}	○	
	測量・調査の誤り	市が実施した測量・調査部分(想定部分を除く。)		○		
		事業者が実施した測量・調査部分			○	
	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの		○		
	資金調達	必要な資金の確保に関すること			○	
	金利	金利変動			○	
事業の中止・延期	市の指示, 議会の不承認, 学校認可遅延によるもの		○			
	建設に必要な許認可などの遅延によるもの			○		
	事業者の事業放棄, 破綻によるもの			○		

官民リスク分担と対応する保険(BTO 小学校の例) – 計画・建設段階

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		保険種類
			公共	事業者	
計画設計	不可抗力	天災・暴動等による計画設計の変更・中止・延期	○	△	
	計画・設計変更	施設等の設置そのものに関するもの	○		
		市が実施した設計によるもの	○		
		事業者の提案内容, 指示, 判断の不備によるもの		○	
		VE提案によるもの	○	△	
応募コスト	応募コストの負担		○		
建設	不可抗力	天災・暴動等による工事の変更・中止・延期	○	△	
	物価	インフレ, デフレ	△ ^{※1}	○	
	用地の確保	建設予定地の確保に関する事	○		
		建設に要する資材置き場の確保に関する事		○	
	設計変更	市の提示条件・指示の不備, 変更によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○	(開業遅延保険)
	工事監理	工事監理者の選任に関する事	○		
		その他の工事監理によるもの		○	
	工事増大	市の指示による工事費の増大	○		
上記以外の要因による工事費の増大			○		

官民リスク分担と対応する保険(BTO 小学校の例) – 建設・維持管理段階

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		保険種類
			公共	事業者	
建設	性能	要求水準不適合(施工不良を含む)		○	建設工事保険
	一般的損害	引渡し前に工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○	
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任	△	○	
維持管理・運営	不可抗力	天災・暴動等による維持管理・運営の変更・中止・延期	○	△	共済or火災保険(賠償責任保険)
	物価	インフレ, デフレ	○		
	計画変更	用途の変更等市の責めによる事業内容の変更	○		
	維持管理・運営費の上昇	上記以外の要因による維持管理・運営費用の増大		○	
	施設等の損傷	事故・災害による施設等の損傷	○		
	性能	要求水準不適合(施工不良を含む。)		○	
要求水準不適合による施設・設備への損害, 学校運営への障害			○		

○:主分担 △:従分担
 ※1:公共が実施した設計に起因するもの



リスク分担表において、経済的かつ合理的手段としての保険で転嫁可能なリスクは、発生頻度が低く、損害額が比較的大きなものである。

PFI事業契約において付保を検討すべき保険の概観(1)

「契約に関するガイドライン」(2003.6)119頁以下、及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(2001.1)参照。以下、公共(管理者)、SPC(選定事業者)と記述する。

1. 建設期間中

保険種類	保険概要	公共側が付保指定する保険	ファイナンス上検討を要する保険
履行保証保険	保険契約者の債務不履行による契約解除に伴い発生する定額違約金を保証	(他の保証手段も認められていることが多い。)	×
工事保険 (建設工事保険、 組立保険、 土木工事保険)	不測かつ突発的な事故による工事目的物の物的損害に対する修理費用を担保		
請負賠償責任保険	工事遂行上の事故による対人、対物賠償責任を担保		
開業遅延保険、 操業開始遅延保険	工事保険の対象となる事故により、開業が遅延した場合の、遅延した期間中のSPCの逸失利益を担保	×	×もしくは (なお、本保険の必要性は低い。また、一般的に提供は困難)

PFI事業契約において付保を検討すべき保険の概観(2)

2. 維持管理運営期間中

保険種類	保険概要	付保が必要なケ - ス	公共側が 付保指定 する保険	ファイナン ス上検討を 要する保険
火災保険	火災等による建物、設備の物的損害による復旧費用を担保	BOT		
機械保険	電氣的・機械的事故による物的損害による復旧費用を担保	BOT で発電設備など大規模なプラント機械類		
施設管理者賠償責任保険	施設の所有・使用・管理、業務運営に伴う対人・対物賠償責任を担保	BOT、BTO 問わず、施設管理の実態がある場合		
ビルメンテナンス賠償責任保険等	ビルメンテに伴う対人・対物賠償責任を担保	BTO で、単なるビルメンテ業務を行う場合		
企業費用利益総合保険	施設の火災等の事故により営業が休止した間の S P C の逸失利益を担保	・事業契約書上、サービス提供不能による施設整備費が減額される場合 ・独立採算型	×	
労災総合保険	政府労災の上乗せ補償	S P C 独自に従業員を雇用する場合	×	

BOT: Build Operate Transferの略で、事業者が施設所有権を有する。

BTO: Build Transfer Operateの略で、事業者は施設所有権を有さず、公共が有する。

公共が付保指定する保険の留意点

1. ファイナンス組成上の観点

- 被保険者を指定するのは好ましくない。

- 公共やすべての下請業者が被保険者に指定されていることがあるが、保険金請求権に対する質権設定上困難を伴う(設定承諾取り付け上)ことがあり、被保険者指定は好ましくない。

- 保険契約者を指定するのは好ましくない。

- 融資者との融資契約において、地位譲渡予約条項により、保険契約者がSPCにしかねないことがある。

2. 長期安定的な保険提供の観点

- 多数の保険会社が提供可能な保険種目・担保条件を付保指定すべき

- 保険付保も一種のコーポレートリスクヘッジであり、コーポレートリスクは代替可能であることがプロファイの必須条件。また、一般的な条件でなければ、保険入手が困難となる事態も想定され、SPCの安定性を阻害する。特別な保険種目・担保条件によるリスク転嫁は、可能な範囲でSPCの裁量で行えばよく、予め付保指定するのは事業の柔軟性を阻害することになる。

例えば、以下

- 賠償責任保険の対物賠償責任保険金額は一般的に提供可能な金額とすべき(例:1億円/1事故)。

- 免責金額の指定はすべきではない(SPCからの委託を受ける個々の受託事業者等の事情による。)

建設期間中の履行保証保険

建設期間中の履行保証保険の付保については、一般的に次の二つの方式がある。

<1> 公共とSPCとのPFI事業契約を対象に、履行保証保険を付保する方式

保険契約者＝SPC

被保険者＝公共

<2> SPCと建設業者との建設請負契約を対象に、履行保証保険を付保する方式

保険契約者＝建設業者

被保険者＝SPC

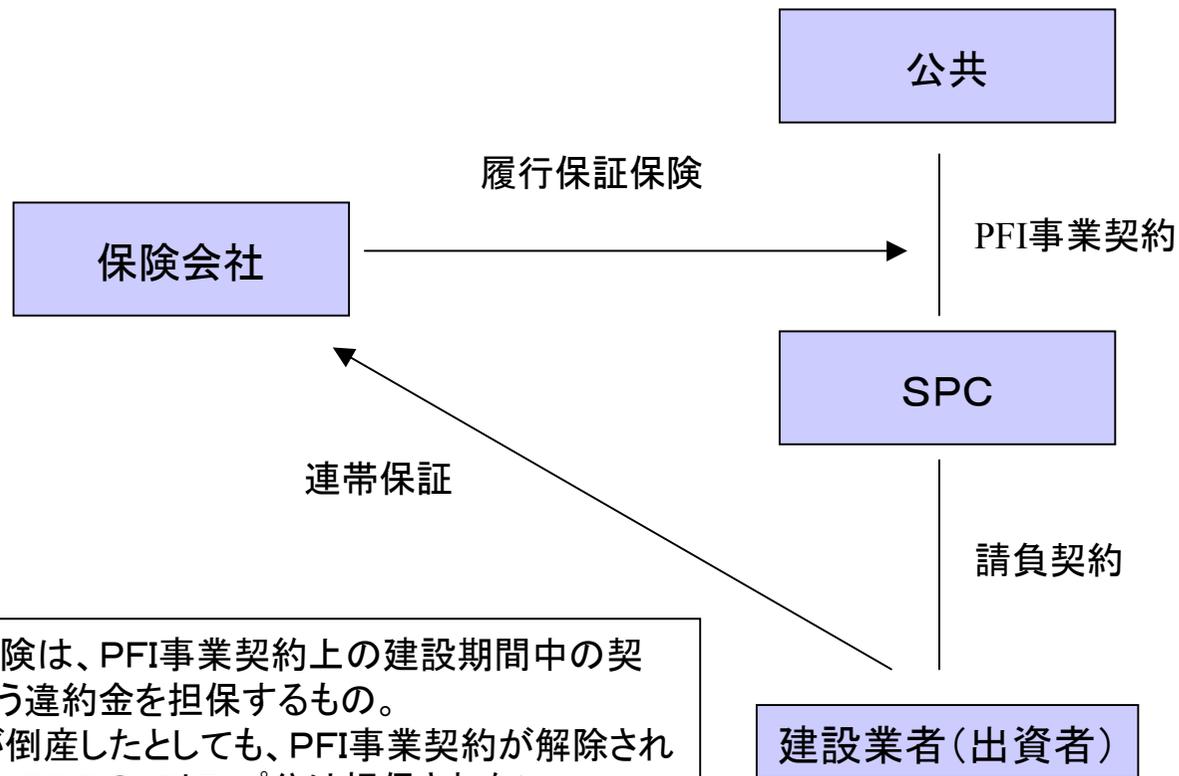
上記方式のうち、<2>の方式が、以下の理由により実用的である。

<1>の方式では、SPCに十分な財務力、資産がないので、履行保証保険の引受には資力のある保証人（通常は出資者）による保険会社に対する連帯保証が必要となる。

<2>の方式では、履行義務者が建設業者であり、建設業者の財務力、資産が十分であれば、出資者の連帯保証なしに、履行保証保険の引受が可能である。また、<2>の保険は、建設業者が破綻（倒産等）した場合に、代替業者を手当した場合のSPCのコストアップを抑制することに寄与するので、PFI事業の安定性に寄与する。さらに、建設業者の倒産等に起因して、PFI事業契約解除に至った場合であっても、公共を質権者とする、保険金請求権に対する質権設定を前提に、当該PFI事業契約上の違約金も担保していることになる。

建設期間中の履行保証保険

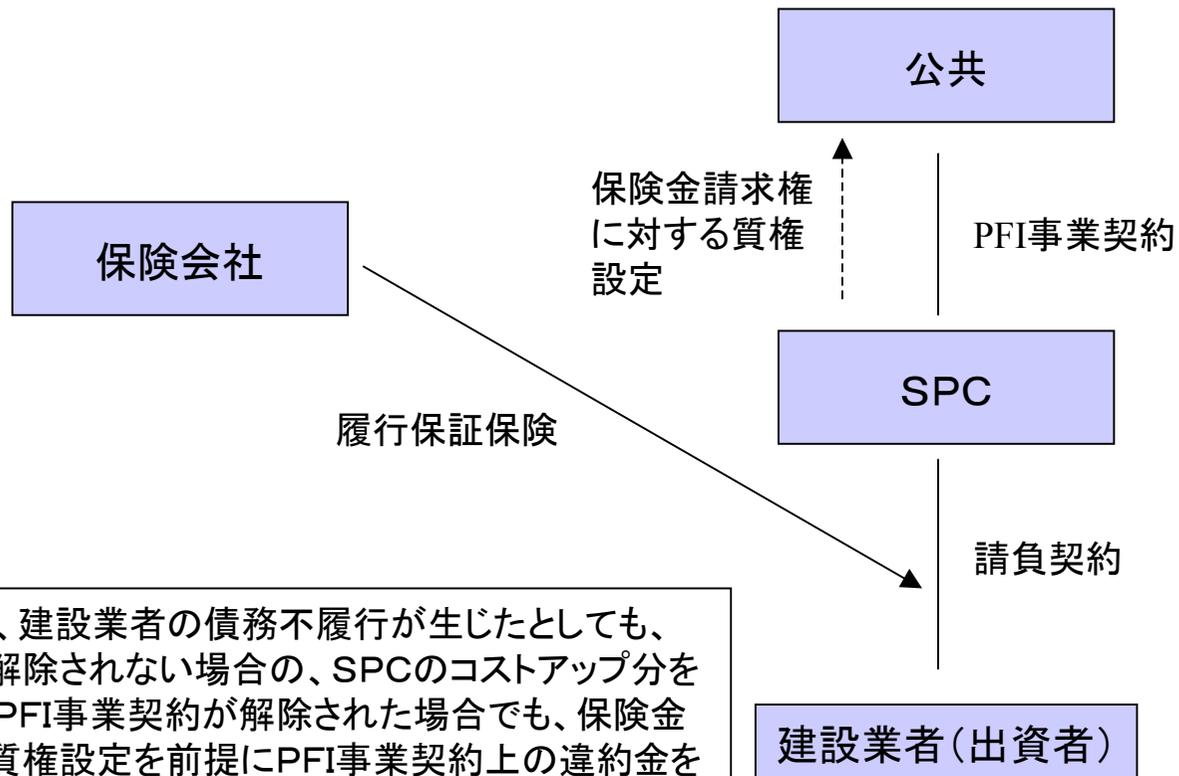
<1> 公共とSPCとのPFI事業契約を対象に、履行保証保険を付保する方式
(保険契約者=SPC、被保険者=公共)



- ・履行保証保険は、PFI事業契約上の建設期間中の契約解除に伴う違約金を担保するもの。
建設業者が倒産したとしても、PFI事業契約が解除されない場合の、SPCのコストアップ分は担保されない。
- ・保険会社に対する連帯保証が必要

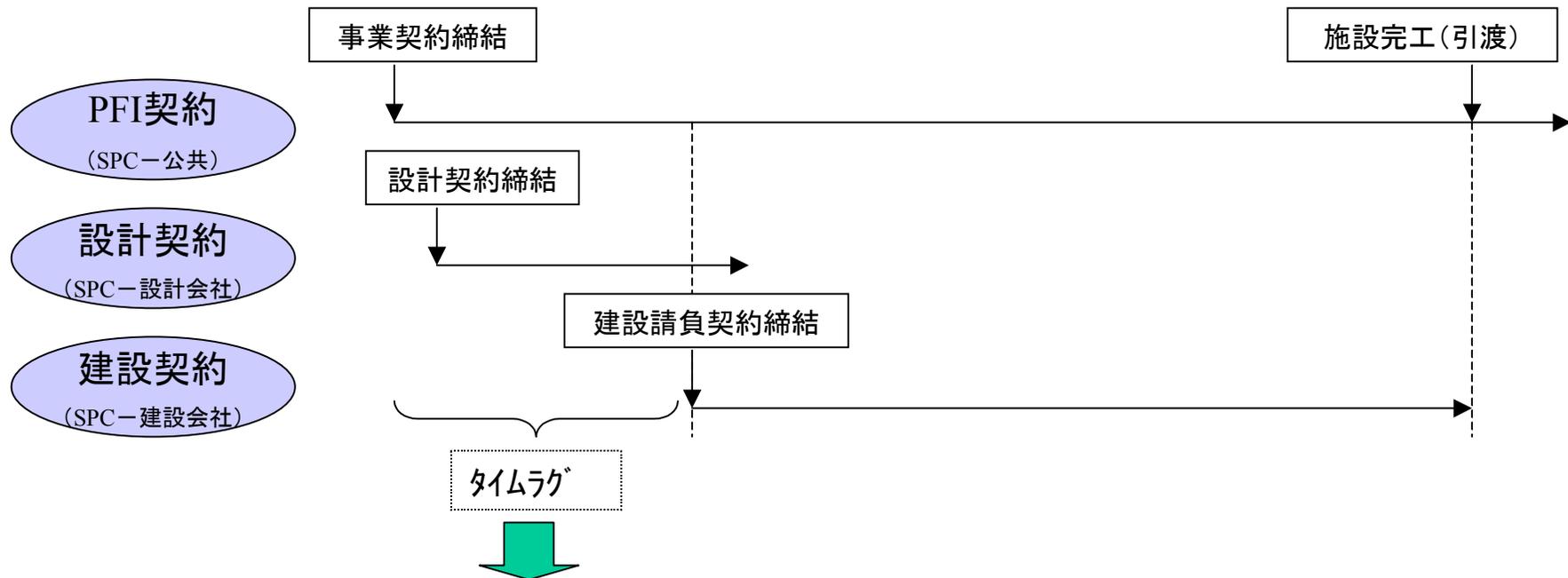
建設期間中の履行保証保険

<2> SPCと建設業者との建設請負契約を対象に、履行保証保険を付保する方式
(保険契約者＝建設業者、被保険者＝SPC)



- ・履行保証保険は、建設業者の債務不履行が生じたとしても、PFI事業契約が解除されない場合の、SPCのコストアップ分を担保する。また、PFI事業契約が解除された場合でも、保険金請求権に対する質権設定を前提にPFI事業契約上の違約金を担保することになる。
- ・連帯保証不要
- ・公共が質権設定を受け、質権者となることが多い(上記参照)。
- ・履行保証保険の付保可能時期の問題がある。

建設期間中の履行保証保険



履行保証保険では、建設請負契約の解除に伴う違約金を担保(一種の債務保証)するが(前記<2>の付保方式)、PFI事業契約締結時には、建設請負契約が締結されていないことが多い。

したがって、履行保証保険の対象となる(担保すべき)債務が発生しておらず、PFI事業契約締結時に、履行保証保険を付保することができない。

履行保証保険の付保時期を工事請負契約締結時でも可能とすることが望ましい。

なお、保証の選択の多様性を確保するため、公共工事標準請負契約約款と同様に、他の保証手段も認めることが望ましい(履行保証保険のみが指定されるPFI案件が散見される。)

運営期間中の履行保証保険

運営期間中の履行保証保険で、提供可能な一般的ケースは以下のとおり。

- ・保険契約者＝SPC、被保険者＝公共
財務力のある出資者による連帯保証を保険会社に差し入れる必要がある。
- ・1年契約の更改(「契約ガイドライン」120頁参照)
- ・年間維持管理運営費の10%



下記の観点より、付保義務を課すのは現実的ではない(実例も極めて少ない。)

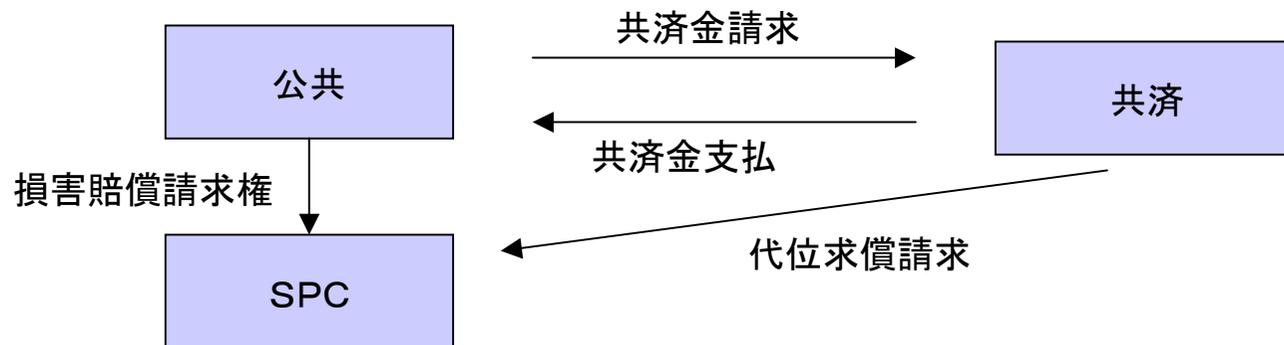
- ・一般的な火災保険や賠償責任保険と異なり、毎年厳密な出資者の財務力審査が必要。かつ、連帯保証が必要であり(建設中の履行保証保険の契約方式<1>によることが多い。)、事務手続き的に煩瑣、かつ時間を要する。
- ・出資者の財務内容の悪化によって、保険付保が困難になる事態がありうる。

BTO方式の場合の施設財産損害に対する保険(1)

地方公共団体の場合、基本的に、都道府県共済、市町村共済に加入するのが通例であり、SPCが契約者となって、公共を被保険者とする民間の火災保険を付保することは少ない。

<問題点>

- 維持管理運営業務上の過誤により失火して、公共所有の施設に損害を与えた場合、一義的には共済からの共済金が公共に支払われる。共済はSPCに対する損害賠償請求権を代位し、SPCに求償することが可能となる。
- SPCが付保している賠償責任保険などで、上記求償債務の履行は可能であるが、通常、賠償責任保険の支払填補限度額は、火災保険等の保険金額に比較して少額である。したがって、賠償責任保険の支払填補限度額を超過する損害に対する求償を受ける懸念がある(特にファイナンスの懸念)。



※一般的に、賠償責任保険は、火災保険等と比較して保険料規模が小さく、火災保険等と同様な保険金額を提供するのが困難であり、毎年の保険料水準の変動も火災保険等より大きい。

BTO方式の場合の施設財物損害に対する保険(2)

問題点の解決には、公共が共済に加入するのではなく、SPC側が、公共を被保険者とする民間保険に加入する方法がある(第三者契約)。

すなわち、保険契約者＝SPC、被保険者＝公共とする民間の火災保険に加入し、SPCに対する求償権放棄条項を付帯する(通常、共済は、求償権不行使条項を付帯する共済契約に対応しない)。ただし、この場合、以下の問題点がある。

- 第三者契約となるため 火災保険料が損金処理とならない可能性がある。
- 公共が共済に加入せず、SPC側が民間保険を付保する事について、公共側の承諾が必要
- 公共側として、SPC側の過誤により火災等が生じた場合、一義的にはSPCに損害賠償請求するのではなく、被保険者として、保険会社に保険金請求することの了解が必要
- 保険料の入札価格への影響
- ファイナンス要件として、保険金請求権に質権等の担保が設定されることが通例であり、公共の有する保険金請求権に質権等が設定されることになる。毎年の保険契約の更改にあたり、迅速に公共側が質権設定に同意することが必要



事業者の選択で、補償額の大きい賠償責任保険を付保できることもあるし、火災保険を選択することもある。したがって、保険種類を指定すべきではなく、かつ、第三者契約の火災保険を公共が承諾した場合、公共側の保険金請求権に質権が設定されることを念頭に置くべき。